

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公開番号】特開2018-473(P2018-473A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-130590(P2016-130590)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/532 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/532 2 0 0

A 6 1 F 13/49 1 0 0

A 6 1 F 13/56 2 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月9日(2018.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前身頃と股下部と後身頃とが長手方向にこの順で設けられ、

吸収体を有する吸収性物品であって、

少なくとも着用者の股下に配置される前記股下部において、前記長手方向に延びて前記吸収体に設けられた一対の溝状部と、

前記吸収体において、前記溝状部の設けられた第一吸収体部と、

前記後身頃に幅方向に突設された止着テープと、

前記止着テープが止め付けられ、前記前身頃の最も非肌面側に貼着されたフロントパッチと、

少なくとも前記股下部において、厚み方向において前記吸収体と重なる位置であって、前記フロントパッチの前記股下部側端部から前記後身頃側へ前記長手方向に延びて設けられ、伸張状態で貼り付けられた一対の弾性部とを備えたことを特徴とする吸収性物品。

【請求項2】

前記吸収体において、前記溝状部の延びる方向に沿って前記溝状部を仮想的に延長した領域を含み、前記第一吸収体部よりも目付量の小さい第二吸収体部を備えたことを特徴とする請求項1に記載された吸収性物品。

【請求項3】

前記第一吸収体部は、前記吸収体において前記長手方向の中央に配置されたことを特徴とする請求項1または2に記載された吸収性物品。

【請求項4】

前記第二吸収体部は、前記第一吸収体部に対して前記長手方向の一側に配置されたことを特徴とする請求項2に記載された吸収性物品。

【請求項5】

前記第二吸収体部は、前記第一吸収体部に対して前記長手方向の両側に配置された

ことを特徴とする請求項2に記載された吸収性物品。

【請求項6】

前記第二吸收体部は、前記第一吸收体部よりも厚み方向の寸法が小さいことを特徴とする請求項2に記載された吸収性物品。

【請求項7】

前記第二吸收体部は、前記第一吸收体部よりも密度が低いことを特徴とする請求項2に記載された吸収性物品。

【請求項8】

前記溝状部は、前記吸収体の圧搾により形成されてなるものであることを特徴とする請求項1～7の何れか1項に記載された吸収性物品。

【請求項9】

前記弾性部は、前記一対の前記溝状部よりも幅方向外側に配置されたことを特徴とする請求項1～8の何れか1項に記載された吸収性物品。

【請求項10】

前記フロントパッチは、前記第二吸收体部の少なくとも一部分に重なるように積層されたことを特徴とする請求項2に記載された吸収性物品。

【請求項11】

前記吸収体の肌面側に積層されたトップシートを備え、
前記トップシートに前記溝状部が設けられた

ことを特徴とする請求項1～10の何れか1項に記載された吸収性物品。

【請求項12】

前記溝状部が、前記トップシートを積層した前記吸収体の圧搾により形成されてなるものである

ことを特徴とする請求項11に記載された吸収性物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

このサポートギャザー31は一対設けられ、それぞれ第一弹性部材41（弹性部、図1では二点鎖線で示す）によって形成される。

第一弹性部材41は、サポートギャザー31と同様に、股下部1Bの領域内において、平面視で少なくとも一部がマット12と重なる位置に、エンボス部20よりも幅方向外側に配置され、長手方向に沿って設けられる。ここでは、エンボス部20と平行に第一弹性部材41が配置される。

この第一弹性部材41は、長手方向にマット12を収縮させるように設けられる。具体的に言えば、バックシート13とカバーシート14との間に第一弹性部材41が介装され、これらのシート13、14と伸張状態の第一弹性部材41の少なくとも股下部1Bの範囲内に位置する部分とが糊付けや縫合などによって互いに固定される。そのため、第一弹性部材41の収縮方向への弹性力によって、シート13、14が皺寄せられ、マット12が長手方向に収縮させられる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

上記したサポートギャザー31のほか、立体ギャザー32およびレッグギャザー33も

紙おむつ1に設けられている。

立体ギャザー32は、排泄された液体が幅方向外側に漏れることを防ぐために設けられる。この立体ギャザー32では、サイドシート10の幅方向内側端縁部が第二弾性部材42(図1および図2では密破線で示す)によって肌面側に立設されるとともに皺寄せられる。

レッグギャザー33は、着用者の脚部への追従性を高めるために設けられる。このレッグギャザー33は、幅方向に突出しており、サイドシート10の幅方向外側端縁部、カバーシート14の幅方向外側端縁部およびバックシート13の幅方向外側端縁部が第三弾性部材43(図1では疎破線で示す)によって皺寄せられる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

マット

ところで、マット12は、股下部1Bおよび後身頃1Cに配置される第一マット部121(第一吸収体部)と、前身頃1Aに配置される第二マット部122(第二吸収体部)とに大別される。これらのマット部121、122は長手方向に隣接している。

股下部1Bに配置される第一マット部121には、エンボス部20が設けられている。これに対し、第二マット部122には、エンボス部20が設けられていない。しかし、エンボス部20をその延在方向(エンボス部20の延びる方向)に沿って仮想的に延長した領域(以下「延長領域」という)Rは、第二マット部122に含まれる。言い換えれば、エンボス部20での折れ目が拡がりうる延長領域Rが第二マット部122に含まれる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

そこで、第二マット部122での折り曲がりに対する抗力の抑制によってエンボス部20による股下部1Bの所定形状への折り曲げを確実にするために、本件のマット12は、領域(部位)ごとに目付量が調整されている。

具体的に言えば、第二マット部122の目付量は、第一マット部121の目付量よりも小さい。

たとえば、第一マット部121よりも第二マット部122における成形材料の積層量を少なくすることで、マット部121、122の目付量を調整することができる。この場合には、第二マット部122のほうが、エンボス部20を除く第一マット部121よりも厚み方向の寸法が小さくなる。